

616号 東部地域畜産経営技術推進指導協議会
富山県東部家畜保健衛生所
☆令和2年度定期種畜検査富山県第2班終了

西部地域畜産経営技術推進指導協議会
富山県西部家畜保健衛生所
2020.9.10

☆令和2年度定期種畜検査富山県第2班終了	1	☆県内野生いのししの豚熱（CSF）に対する免疫獲得状況について ☆サシバエ対策にもどうぞ！「ハエ取りテープ」	4
☆家畜改良増殖法の一部改正と適正な家畜人工授精業務の実施について	2	☆輝きを増す女性農業者～「令和元年度食料・農業・農村白書」から～	5
☆衛生管理の点検・改善で防疫強化を！（養鶏編）	3	☆防疫情報 ☆牛伝染性リンパ腫（旧称：牛白血病）の公共育成牧場預託前検査方法の変更について ☆お知らせ	6

令和2年度定期種畜検査富山県第2班終了



種畜検査に合格したタテヤマヨークII



種畜検査員による書類確認

令和2年度富山県第2班の定期種畜検査が(独)家畜改良センター岡崎牧場の山西真樹種畜検査員を迎えて、8月20日、21日の両日にわたり実施され、(株)シムコ八尾GGPセンターの種豚26頭および県畜産研究所の種豚12頭が全頭合格しました。

今年度は5月(第1班)、8月(第2班)、12月(第3班)に定期種畜検査が計画されていますが、第1班では新型コロナウイルス感染症対策のため、新規に種畜として供用したい家畜に限り感染症対策を適切に講じた上で検査を実施し、継続受検の家畜については、種畜証明書の有効期間を6カ月以内に限り延長することで対応しました。

第2班においても新型コロナウイルスの影響が危惧されましたが、第1班で受検できなかった継続申請の種豚も含め無事検査を終了することができました。

(東部家保環境課 中村主任)

家畜改良増殖法の一部改正と 適正な家畜人工授精業務の実施について

1 家畜改良増殖法の一部改正について

平成 30 年に和牛の精液及び受精卵が不正に国外に持ち出される事案が発生したことを契機に、和牛遺伝資源の流通管理の徹底や知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まりました。これを受けて、精液等の流通管理の規制等の見直しを行うため、改正家畜改良増殖法が今年 4 月に公布され、10 月に施行されます。

【 改正の概要 】

- (1) 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止の明確化。
- (2) 家畜人工授精所の廃止、休止または再開しようとする時、その 1 月前までの届出の義務化。
- (3) 精液・受精卵で、収容した容器に封が無いものや精液証明書等が添付されていないもの、家畜人工授精所等で保存されていないものについては国または県による回収及び廃棄。
- (4) 家畜人工授精所について、その稼働状況により精液・体内受精卵・体外受精卵の採取・処理・保存の取扱区分による開設許可（現在検討中）。

家畜人工授精所の開設者に義務付けられること

- ① 家畜人工授精所における精液・受精卵に関する定期報告（年 1 回）
・和牛の精液・受精卵の毎月の譲渡、譲受、廃棄又は亡失した数量等
- ② 和牛の精液・受精卵の譲渡等記録簿への記載および 10 年間の保存。

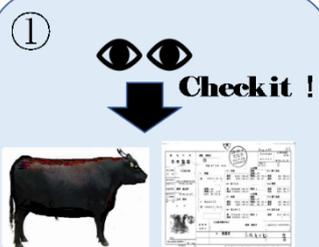
その他の内容については、詳細が確定次第、順次お伝えしていきますので、よろしくお願ひいたします。

2 適正な家畜人工授精業務の実施について

家畜人工授精等について、適正に実施することは勿論のこと、その記録を正確に残し、実施した内容を証明することも含めて実施者の責務です。

以下の手順を参考に、引き続き、間違いなく記録等するようお願いします。

①



Check it !

家畜人工授精する雌牛について個体識別番号や登録（登記）証明書などで個体確認をしてください。

②

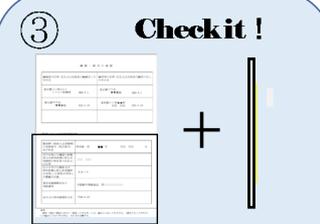


Check it !

①で確認した雌牛に注入する精液のストローと、そのストローに対応する家畜人工授精用精液証明書（ラベル）に相違ないか確認してください。

③

Check it !



家畜人工授精を実施したらラベル裏の注入記録に必要事項を記載した上で使用した空ストローと一緒に管理してください。

④



Check it !

①～③をもとに、授精証明書、家畜人工授精簿を正しく記載してください。記載漏れ、保存していない等の行為は、家畜改良増殖法に違反する行為となります。

近年、和牛の血統矛盾の事例が多数確認されています。血統矛盾となった理由が単純ミスによるものであっても、家畜人工授精簿等への記録や使用済みストローやラベルの管理が適正でなければ、単純なミスであったことを証明できず家畜改良増殖法違反や詐欺罪などによる刑事罰の対象となることも否定できません。家畜人工授精師や獣医師など、家畜人工授精業務等を実施する皆様におかれては、適正な業務の実施と正確な記録・保管について、改めて徹底していただきますようお願いいたします。

（農業技術課畜産振興班 岩本主任）

衛生管理の点検・改善で防疫強化を！（養鶏編）

鳥インフルエンザについては、環境省が実施している野鳥のウイルス保有状況調査で高病原性以外にも右表のとおり、様々なタイプのウイルスが確認されています。本ウイルスは、シベリアの営巣地等で維持あるいは遺伝子再集合されたウイルスが越冬のため南下する野鳥により運ばれてくるもので、この期間は高病原性鳥インフルエンザのリスクも高まります。

渡りのシーズンを前に衛生管理の日常・定期点検と改善により、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に努めましょう。

鳥インフルエンザウイルス保有状況調査
野鳥の定期糞便採取調査結果

調査 シーズン(10 ~3月)	H26~ H27	H27~ H28	H28~ H29	H29~ H30	H30~ H31
鳥インフル エンザ※	2 7	3 5	5 6	4 0	1 4
主な 分離亜型	H3N8 H4N6 H5N2	H1N1 H3N8 H4N6	H4N6 H7N7 H11N3	H1N2 H4N6 H5N3	H1N1 H4N6 H11N9

(※数値は高病原性以外のA型インフルエンザ分離株数)
環境省HP抜粋編集

1 鶏等の飼養衛生管理基準の改正（追記）概要

令和2年10月1日施行の改正基準で遵守すべき項目の明確化や具体的な取組み等の追記がなされました。この機に従来の衛生管理を見直し従業員等関係者と衛生作業に係る情報や対策を共有しましょう。

①衛生管理区域の考え方：従来の基準では衛生管理区域について、誰にでも明確に分かるようにすることとなっていますが、この区域について、「家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（家きん舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること」と明示されました。

②愛玩動物の飼育禁止：野鳥が持つ病原体が愛玩動物の体表への付着により機械的に伝播することなどを防ぐため、愛玩動物の衛生管理区域内への持込み及び区域内での飼育ができなくなります。現在飼育している愛玩動物については、飼育場所を見直すなどの措置が必要になります。

③衛生管理区域に立ち入る際の更衣：基準では衛生管理区域専用の衣服や靴を設置することとなっていますが、更衣や靴の履き替え前後で動線が交差しないよう、場所を離して保管するなど交差汚染防止措置に関する項目が追記されました(右図は優良例)。



更衣前後の靴等は分けて保管

④ねずみ対策等：これまでの高病原性鳥インフルエンザ発生事例では、ウイルスを舎内へ持ち込んだ可能性があるものとしてねずみなどの野生動物が挙げられています。

衛生管理区域内は、(ア)ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に敷地内に病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草及び資材等の整理整頓等を行って、(イ)敷地を定期的に消毒すること。また、(ウ)家きんの排せつ物等が付着したおそれのある物品等を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。など、環境整備や物品に関する具体的な取組み項目が追記されました。

2 全国の飼養衛生管理基準の遵守状況（農林水産省HP、H30年2月現在）

採卵鶏では、防鳥ネット等の定期的修繕の遵守率は96.2%と良好なもの、①車両の消毒、②衛生管理区域専用の衣服等の設置並びに、③飲用に適した水の給与(右図)の3項目が若干低い状況でした。



沢水等の利用には消毒設備

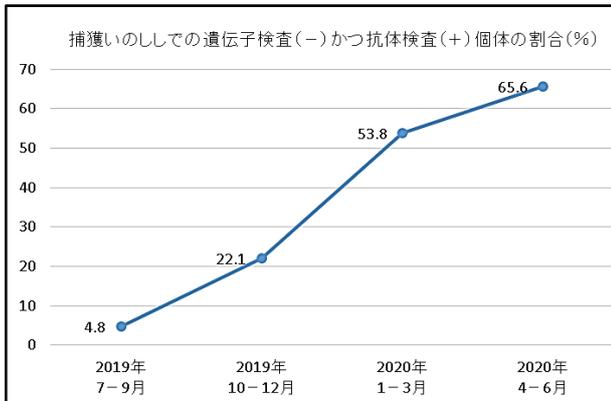
農場の皆様には、既にHACCPやGAP、5S活動など様々な手法により衛生管理の向上に取り組まれているところですが、改めてこれからの渡りのシーズンは、家きん舎周辺に本病ウイルスが存在するかもしれないという危機意識を高め、従業員や関係者等が的確に衛生管理作業を行えるよう点検、課題の分析、改善等の取組みの強化をお願いします。

(東部家保防疫課 笹原主任)

県内野生いのししの豚熱(CSF)に対する免疫獲得状況について

野生いのししでCSFウイルスが確認されている地域では、いのししに免疫をつけることでCSFウイルスの拡散を防止し、飼育豚などをCSFの被害から守ることを目的に、昨年よりCSFの経口ワクチンが散布されています。散布地域では、現在どれくらいの割合でいのししがCSFの抗体を保有しているのか調査が行われています。

今回は県内で捕獲された野生いのししでのCSF検査結果について報告します。



遺伝子検査陰性とは検体採材時にいのししがウイルスを保有していないことを表します。従って遺伝子検査陰性かつ抗体検査陽性の個体は、過去に野外ウイルスが体内に侵入したか、もしくは経口ワクチンにより免疫を獲得した個体であるといえます。

グラフを見ると免疫を獲得した個体の割合は散布を開始した2019年の7～9月には、4.8%と非常に低い割合でしたが、1年を経過した2020年の4～6月には65.6%と大幅に増えていることが分かります。

この抗体が経口ワクチンによるものなのか、野外ウイルスに感染して獲得されたものなのかを判断することはできません。しかしながらCSFの免疫獲得個体の割合が増加すれば個体から個体へのCSFウイルスの拡散が減少し、その結果、農場への侵入リスクが減少すると考えられています。

検査頭数も限られ、捕獲やワクチン散布が困難な地域での実態を確認することもできないため、手放しには喜べませんが、よい兆候と言えるのではないのでしょうか。

(東部家保防疫課 笹原主任)

サシバエ対策にもどうぞ！「ハエ取りテープ」

先月号でも触れましたが、ハエの発生は6～7月をピークとし、8月には一旦減少するものの秋口には再び増加するのが通例で、毎年畜産農家を悩ます害虫です。

畜産公害となるハエの大量発生を未然に防ぐためには、畜舎内にたまった糞尿、飼槽の食べ残し、通路にこぼれた餌などではできるだけこまめに除去することや、除去しきれない場所にはウジの脱皮阻害剤であるIGR製剤や消石灰の散布が効果的です。一方、一度発生してしまったハエに対しては、殺虫剤を噴霧する方法もありますが効率が悪く、薬剤への耐性も心配です。そこで今回、ハエ取りテープを使用してハエ対策に取り組んでいる肉牛農家さんを紹介いたします。

この農家さんで使用されているのは、テープ幅1mm×5mm、長さ500mの捕虫粘着テープ(商品名:FLY STRING)でイエバエ、コバエ、サシバエ等羽虫害虫に対して有効です。使用方法は粘着テープがセットしてあるリール(本体)をネジ等で天井か壁に取り付けたのち、粘着テープをフックや滑車を用いて周囲に張りめぐらせます。休息するためにテープにとまったハエを強力な粘着力で捕まえます。テープにハエがいっぱいになれば本体に付属のハンドルを用いてテープを巻いて新しいテープに交換します。また粘着テープを使い切った場合には新たなリールに簡単に交換することが可能です。有害な薬物や殺虫剤等は使用しておらず、環境にやさしいことが利点として挙げられます。本体価格は1万円前後とのことです、この農家さんでは価格に見合う効果があるとのこと。

興味のある農家さんがおられましたら家畜保健衛生所までご連絡ください。

(東部家保環境課 中村主任)



リール(本体)とテープ



フック、滑車等を用いて設置

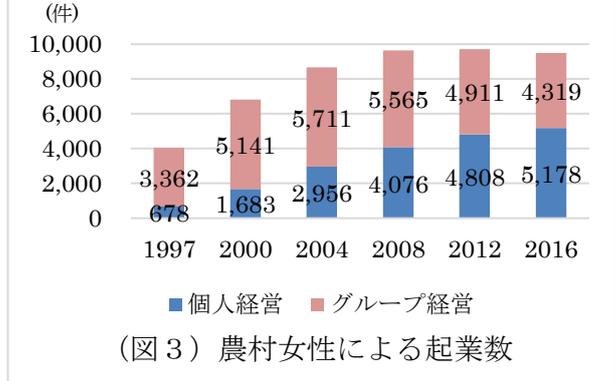
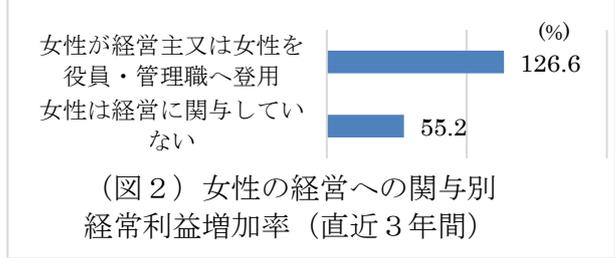
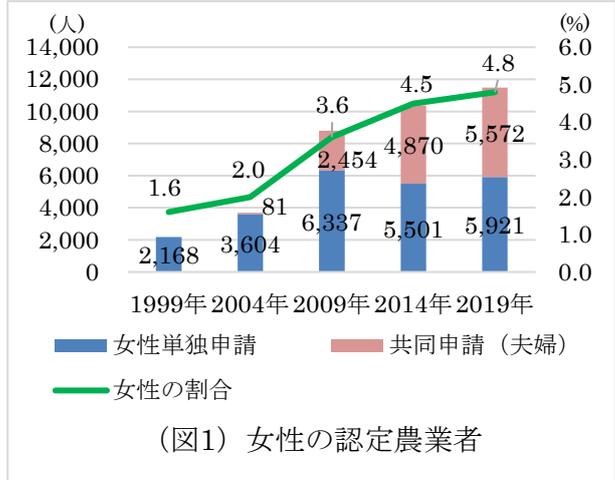
輝きを増す女性農業者

～「令和元年度食料・農業・農村白書」から～

農林水産省が毎年発表している「食料・農業・農村白書」の令和元年度版が令和2年6月16日に閣議決定され、その中では「輝きを増す女性農業者」と題した特集が組まれました。これは令和元年が男女共同参画社会基本法の施行から20年の節目の年であったことから、「女性農業者」を初めて特集として取り上げたものです。今回、その一部をご紹介します。

基幹的農業従事者（ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）や新規就農者に占める女性の割合は一時期に比べ減少していますが、認定農業者に占める女性の割合は1999年の1.6%から2019年の4.8%へと20年間で3倍に増加しています（図1）。農業経営体の女性の経営への関与と収益の増加には相関関係があり、「女性が経営主又は女性を役員・管理職へ登用している」経営体では「女性は経営に関与していない」経営体に比べ、直近3年の経常利益増加率が高くなっています（図2）。また、農村における女性による起業数も1997年度の4,040件から2016年度には9,497件と2倍以上に増加しています（図3）。女性が6次産業化部門を担当する場合には、女性の目線による細かな気配りや対応、女性ならではのアイデアが経営面において強みとなっているようです。

一方で、女性農業者が働きやすく、暮らしやすい農業・農村の環境整備が一層求められるとして、今後必要な取組みの方向性が挙げられています。そのひとつとして、女性の活躍に関する周囲の理解促進が挙げられており、具体的には、仕事や家事、育児、介護等の役割分担等を明確化するための家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請、女性農業者のつながりの強化等を推進していくことが重要であるとされています。そうした取組みに加え、農業・農村の持続的発展には、女性農業者としての立場に加え、生活者や消費者としての多様な視点・声を地域農業の方針策定に反映していくことの必要性が指摘されています。白書には、全国の女性農業者の起業、連携、経営継承など様々な事例が提示されています。これらを参考に畜産女性はもとより、関係機関、地域全体が意識や行動を柔軟に見直していくことが大切ではないでしょうか。



【参考事例】「しべちゃ町農業女性カレッジ」による幅広い交流を展開（北海道）（抜粋）

北海道標茶町の千葉澄子さんは、北海道外から標茶町に嫁いで就農した一人です。自分を育ててくれた地域に恩返しをしたい、これからは女性の経営参画が経営の発展には欠かせないとの強い思いから、平成19年、学習活動組織「ナラの木学級」を標茶町に嫁いだ女性農業者の有志で立ち上げました。地元出身者でも参加できる場、酪農技術を学べる場、女性農業者の交流の場として設けました。平成29年からは「しべちゃ町農業女性カレッジ」として、農協、農業共済組合、標茶町、普及センター等と連携して、年5回程度の酪農に関する学習会や視察研修等を実施しています。生産技術を学ぶだけでなく、女性農業者の交流、相談できる仲間づくりの場として活用され、最近では標茶町外の参加も増えてきています。

(東部家保環境課 西井課長)

防疫情報

全国の主な家畜伝染病の発生

なし

県内の主な家畜伝染性疾病の発生

病名	畜種	発生日	戸数	頭羽数	備考
山羊のパスツレラ症	山羊	7月24日	1	1	
牛RSウイルス病	牛	7月28日	1	2	
サルモネラ症(豚)(届出伝染病)	豚	8月4日	1	1	
牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症	牛	8月4日	1	1	
豚増殖性腸炎と豚パスツレラ症	豚	8月4日	1	1	
豚丹毒(届出伝染病)	豚	8月6日	1	1	と畜場発見
牛パスツレラ症と牛マイコプラズマ肺炎	牛	8月10日	1	1	
牛パスツレラ症	牛	8月13日	1	1	

牛伝染性リンパ腫(旧称:牛白血病)の 公共育成牧場預託前検査方法の変更について

県内の公共育成牧場に預託する牛については、牧場内で疾病がまん延することを防止する観点から、預託を依頼する農場で事前に牛伝染性リンパ腫の抗体検査と遺伝子検査を実施し、共に陰性が確認された牛のみを預託するよう努めてきました。しかし抗体検査では「感染抗体」と「移行抗体」を区別することができないため、遺伝子検査が陰性であっても抗体が検出されている間は牛を預託することができませんでした。また、「移行抗体」が消失するまでの間に農場内で別の牛から牛伝染性リンパ腫に感染してしまい、結果的に預託を断念する事例も確認されていました。過去の預託前検査において「遺伝子検査陰性、抗体検査陽性」と判定された牛の抗体は、その後の検査ですべて「移行抗体」であったことから、今後は県内の公共育成牧場に預託する牛の牛伝染性リンパ腫の事前検査は、混乱が生じないように遺伝子検査のみに変更することとしましたのでお知らせします。

なお、公共育成牧場に預託を依頼する方は、事前に牧場に連絡し、日程等の調整を行っていただきますよう併せてお願いします。

(東部家保防疫課 後藤課長)

お知らせ

催事等	期日	場所
令和2年度富山県畜産共進会(豚の部)	9月11日	(株)富山食肉総合センター
北陸三県和牛子牛市場	9月24日	北陸三県家畜市場(金沢市)

編集後記

関東地方で子牛や豚等が盗まれる事件が複数確認されているそうです。一般の人が手に入れたところで育てられるとも思えず、かと言って、育て方を知っている同業者による仕業だとは思いたくもありません。ウイルスや細菌といった病原体も“怖いもの”ですが、何よりも恐ろしいのは人間の悪意なのかもしれません。

発行所 富山県東部家畜保健衛生所 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1687/
〒939-3536 富山市水橋金尾新4-6 電話(076)479-1106 FAX(076)479-1140
編集者 西井 純(富山県東部家畜保健衛生所)